

横浜市行政不服審査会答申
(第34号)

平成30年5月16日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年度固定資産税・都市計画税の賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、泉区長（以下「処分庁」という。）が、横浜市泉区において特別養護老人ホームを含む「社会福祉法人A」を経営する審査請求人に対して、審査請求人が所有する横浜市泉区甲の土地（以下「甲の土地」という。）及び同乙の土地（以下「乙の土地」といい、甲の土地と併せて「本件各土地」という。）につき、平成 29 年 4 月 3 日、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、固定資産税を 23,600 円とする賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、本件各土地は、法第 348 条第 2 項第 10 号の 5 又は同項第 10 号の 7 に該当する固定資産であり、固定資産税を課することができない土地であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書、「「物件提出及び質問回答のお知らせ」に対する審査請求人の意見」及び審査会宛て主張書面において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、社会福祉法人Aが実施する 6 月の家族会、7 月の夏祭り、9 月の敬老会等のイベント等の臨時駐車場として本件各土地を利用しているから、本件各土地は、特別養護老人ホームを含む「社会福祉法人A」の用に供され、又はその事業の用に供されているといえ、法第 348 条第 2 項第 10 号の 5 又は同項第 10 号の 7 の規定に基づき、非課税となる。
- (2) 本件各土地は、市道整備のために飛び地になる以前は非課税であったのであるから、飛び地になった以降課税する理由はない。本件各土地は、購入当初から社会福祉法人Aの敷地として固定資産税が非課税であったが、審査請求人が所有する土地を分断する形で横浜市道が整備され飛び地となったため本件各土地が分筆されたに過ぎない。もともと非課税であったも

のが市道の貫通によって課税対象となる法理はない。

- (3) 審理員意見書中、「8 審理手続の経過」の記載において、審査請求人代理人が提出した「物件提出及び照会回答のお知らせ」に対する審査請求人の意見」についての記載がなく、その内容について審理員で検討されていない。
- (4) 処分庁は、既に、本件各土地について、平成 30 年度分の固定資産税の賦課決定を取り消しており、平成 29 年度分の賦課決定も取り消されなければ行政の一貫性は確保されない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び審理員からの照会回答書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 処分庁は、審査請求人が平成 29 年 4 月 21 日付「固定資産の課税についての照会」において、本件各土地について「現在は未利用である」と記載していること、平成 24 年 1 月 1 日及び平成 27 年 1 月 1 日撮影の航空写真において社会福祉法人 A の敷地として利用されておらず未利用地と確認できること、処分庁が平成 29 年 4 月 27 日に現地調査を実施したところ何ら特定の用途に供された形跡がないことを確認したこと、同年 7 月 3 日に再度現地調査を行ったが駐車されている車両が一台もないことを確認したことから、本件各土地は、平成 29 年度固定資産税の賦課期日（平成 29 年 1 月 1 日）において、現に社会福祉法人 A の敷地として利用されておらず、また、特定の用途に供された形跡も確認できない未利用地である事実が認められる。

そうであれば、本件各土地は、法に規定する社会福祉施設等には該当せず、非課税土地には当たらない。

- (2) 審査請求人が本件各土地を取得した以降、本件各土地を非課税とした事実はない。

ア 乙の土地について

審査請求人は、平成 19 年 5 月 8 日に横浜市泉区丙の土地を取得し、平成 20 年 2 月 28 日に同土地を乙の土地を含む 3 筆の土地に分筆した。

平成 20 年 1 月、分筆前の丙の土地につき、特別養護老人ホームの建設予定地であるとして平成 20 年度分の固定資産税について減免申請があり、

処分庁は、条例第 62 条第 1 項第 3 号の規定に基づきこれを許可した。

イ 甲の土地について

審査請求人は、平成 21 年 8 月 17 日に甲の土地を取得しているが、甲の土地については、平成 22 年度（賦課期日は平成 22 年 1 月 1 日）から審査請求人に対し固定資産税を課税しており、それ以降、非課税とした又はアのような減免処分をした事実はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件各土地は法第 348 条第 2 項第 10 号の 5 又は同項第 10 号の 7 の規定により非課税となるか

法第 348 条第 2 項柱書本文は「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない」と定め、同項第 10 号の 5 で「社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの」を、同項第 10 号の 7 で「第 10 号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業（同条第 3 項第 1 号の 2 に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの」を定めている。

そして、自治庁昭和 29 年 6 月 8 日自丙市発第 62 号の行政実例においては、当時の法第 348 条第 2 項第 10 号に規定されていた「社会福祉事業の用に供する固定資産」に係る問いに対して、「社会福祉事業遂行上不可欠のものである限り、社会福祉事業の用に供する固定資産は非課税である」と回答されている。

したがって、法第 348 条第 2 項第 10 号の 5 の「老人福祉施設の用に供する固定資産」及び同項第 10 号の 7 の「社会福祉事業の用に供する固定資産」として非課税となる固定資産についても、上記と別異に解する理由は見当た

らないから、老人福祉施設の経営又は社会福祉事業の遂行に不可欠な固定資産と解するのが相当である。

すなわち、本件のごとく、個別具体のイベント等のために利用する固定資産が非課税となるには、当該個別具体のイベント等が老人福祉施設や社会福祉事業の趣旨・目的等に照らしてこれらに含まれることを要し、そして、当該個別具体のイベント等を実施することが老人福祉施設の経営や社会福祉事業の遂行に不可欠といえなければならない。

この点、審査請求人は本件において、特別養護老人ホーム（老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設）の経営やショートステイ事業（社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人短期入所事業）として、家族会、夏祭り、敬老会等のイベント等を実施しており、本件各土地は当該イベント等の実施のための駐車場として年3回利用しているから非課税となる旨主張する。

しかしながら、審査請求人の主張するイベント等が「特別養護老人ホーム」や「ショートステイ事業」にそもそも含まれるかどうかは格別、年3回の利用ということでは、本件処分に係る賦課期日の前後における利用実態も踏まえると、本件において直ちに本件各土地が老人福祉施設の経営又は社会福祉事業の遂行に不可欠な固定資産と認めるのは社会通念に照らしても相当といえない。

したがって、本件各土地は、法第348条第2項第10号の5又は同項第10号の7により非課税となる固定資産ということとはできない。

なお、審査請求人は、審査請求人が経営する社会福祉法人Aが存する土地と本件各土地が、市道の整備により分断される以前は、本件各土地は非課税であった旨主張するが、条例による減免許可を受けていたことはあったとしても、法第348条第2項の規定により非課税とされていた事実は証拠類を吟味しても認めることはできない。

(2) 当審査会宛て主張書面の内容について

ア 「「物件提出及び質問回答のお知らせ」に対する審査請求人の意見」について

審査請求人は、平成30年2月25日付けで、審査請求人代理人より提出された「「物件提出及び質問回答のお知らせ」に対する審査請求人の意

見」が審理手続において検討されていない旨主張する。

この点、審理員意見書の「8 審理手続の経過」欄には、同書面の提出についての記載がないものの、平成30年3月14日付けで当審査会に提出された本件に係る諮問資料の「事件記録」の中には、「6 意見書」が含まれている。したがって、審理手続において検討されたことは明らかである。

また、同書面の記載内容は、(1)の結論を左右するものではない。

イ 平成30年度分の賦課決定について

(1)のとおり、平成29年度分の固定資産税の賦課期日（平成29年1月1日）において、本件各土地は、法第348条第2項第10号の5又は同項第10号の7により非課税となる固定資産には該当しない。固定資産税の課税対象となるか否かは、当該年度の固定資産税の賦課期日における利用状況により決せられるものである。したがって、仮に本件各土地に係る平成30年度分の固定資産税の賦課決定処分が取り消されていたとしても、かかる事実は、本件処分に影響を及ぼすものではない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は適法かつ妥当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、上記5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年6月21日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年7月12日	・ 弁明書等の受理
平成29年7月18日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年8月29日	・ 反論書受理
平成29年9月13日	・ 反論書（副本）送付
平成29年11月27日	・ 審査請求人宛て質問実施
平成29年12月16日	・ 質問回答受理
平成30年1月24日	・ 処分庁宛て物件提出要求及び質問実施
平成30年2月6日	・ 処分庁より物件及び質問回答受理
平成30年2月14日	・ 審査請求人宛て物件提出及び質問回答のお知らせ
平成30年2月22日	・ 審査請求人宛て物件提出のお知らせ
平成30年2月25日	・ 「物件提出及び質問回答のお知らせ」に対する審査請求人の意見」受理
平成30年3月8日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年3月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年4月12日	・ 審査請求人より主張書面等の交付請求
平成30年4月18日	・ 主張書面等の交付決定
平成30年5月15日	・ 審査請求人より主張書面の提出
平成30年5月16日	・ 調査審議